

令和 6 年度

益田地区広域市町村圏事務組合  
定期監査報告書

益田地区広域市町村圏事務組合  
監 査 委 員

## 目 次

第1 監査の種類	.....1頁
第2 監査の範囲	.....1頁
1 対象事務事業	.....1頁
2 対象課	.....1頁
第3 監査の期間	.....1頁
第4 監査の方法	.....1頁～2頁
1 対象課から提出のあった監査資料	.....2頁
2 説明を聴取した事務・事業等	.....2頁
第5 監査の要点（監査重点項目）	.....2頁
1 令和6年度広域会計予算執行状況 （4月1日から12月31日まで）	.....2頁
2 令和5年度広域会計補助事業に関する事務	.....2頁
第6 監査の結果	.....2頁～7頁
1 令和6年度広域会計予算執行状況 （4月1日から12月31日まで）	.....3頁～5頁
2 令和5年度広域会計補助事業に関する事務	.....6頁～7頁
第7 監査の結果に基づく監査意見	.....8頁
1 令和6年度広域会計予算執行状況 （4月1日から12月31日まで）	.....8頁
2 令和5年度広域会計補助事業に関する事務	.....8頁

(注解)

- 1 各表中、収入（執行）率の数値は、小数点第2位を四捨五入した。
- 2 各表中の符号「－」は該当数値等がないものである。

# 令和6年度 益田地区広域市町村圏事務組合 定期監査報告書

益田地区広域市町村圏事務組合

監査委員 原 伸 二

監査委員 林 卓 雄

## 第1 監査の種類

定期監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づき、益田地区広域市町村圏事務組合の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、これらが適正に行われているかどうかを監査するものである。

## 第2 監査の範囲

### 1 対象事務事業

- (1) 令和6年度益田地区広域市町村圏事務組合会計（以下「広域会計」という。）で、対象課が所管する令和6年4月1日から令和6年12月31日までの間の予算執行（歳入、歳出、補正及び充流用等）に関する事務
- (2) 令和5年度広域会計で、対象課が所管する歳出科目第18節「負担金補助及び交付金」のうち補助事業に関する事務

### 2 対象課

益田広域消防本部総務課

## 第3 監査の期間

令和7年1月21日（火）から 同年2月7日（金）まで

## 第4 監査の方法

監査の実施に当たっては、対象課に対し【表1】に示す監査資料の提出を求め、提出された資料に基づき書面監査を実施した。

その後、監査の対象とした事務及び事業について、【表2】に示すとおり対象課から説明聴取を行った。

## 1 対象課から提出のあった監査資料

【表1】

課名等		歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・充用・ 流用に関する事務	補助金に 関する事務
益田広域市町村圏 事務組合	益田広域消防本部 総務課	○	○	○	○

## 2 説明を聴取した事務・事業等

【表2】

課名等		歳入予算 執行状況	歳出予算 執行状況	予算補正・充用・ 流用に関する事務	補助金に 関する事務
益田広域市町村圏 事務組合	益田広域消防本部 総務課	○	○	○	○

## 第5 監査の要点（監査重点項目）

監査の実施に際し、次の事項を基本的な着眼点とした。

### 1 令和6年度広域会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 執行率の低い要因は何か。
- (3) 調定の時期及び手続は適正か。
- (4) 滞納状況の正確な把握、対策はとられているか。
- (5) 予算流用、予備費充用の手続及び時期は適正か。

### 2 令和5年度広域会計補助事業に関する事務

- (1) 公益性のない事業又は団体に補助金の交付がなされていないか。
- (2) 補助金等の算出は合理的な基準により行われているか。
- (3) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。
- (4) 補助金等の交付時期は妥当であるか。
- (5) 補助金等の交付条件は適切に付され、条件どおり交付、履行されているか。
- (6) 実績報告に基づく補助金等の支出については、その成果の確認が行われているか。
- (7) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

## 第6 監査の結果

令和6年度広域会計予算執行（4月～12月）に関する事務が適正に行われているか、また、令和5年度広域会計補助事業が関係法令及び例規等に基づき適正かつ効果的に交付されているかに主眼をおき、監査対象とした益田地区広域市町村圏事務組合消防本部総務課から監査調書の提出を求め、書面監査を行った。

補助事業については、調書から抽出した3件の補助事業について関係書類の提出を求め、これを審査するとともに、担当職員から説明聴取を行った。

その結果、事務処理上の軽易な過誤等が見られたが、予算執行及び補助事業の手続は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後の事務執行にあたり、指摘事項を十分に踏まえ、必要な措置を講じ、改善されるとともに、関係法令、例規等を遵守し、適正な事務処理に万全を期されたい。

## 1 令和6年度広域会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

### （1）監査対象歳入・歳出執行状況

監査の対象とした令和6年度広域会計歳入・歳出予算執行状況（4月1日から12月31日まで）は、次の表のとおりである。

#### ◆益田広域消防本部総務課

##### 〔 歳 入 〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	収入未済額 B-C	収入率	
					対予算 C/A	対調定 C/B
消防費負担金	1,520,433,000	1,520,433,000	1,519,681,000	752,000	100.0	100.0
消防費事務処理負担金	983,000	983,000	983,000	0	100.0	100.0
消防手数料	1,475,000	947,500	947,200	300	64.2	100.0
利子及び配当金	1,000	0	0	0	0.0	—
物品売払収入	1,000	0	0	0	0.0	—
消防本部庁舎 建設整備基金繰入金	198,539,000	137,986,000	137,986,000	0	69.5	100.0
繰越金	12,905,000	12,905,210	12,905,210	0	100.0	100.0
雑入	10,623,000	2,373,096	2,361,158	11,938	22.2	99.5
合計	1,744,960,000	1,675,627,806	1,674,863,568	764,238	96.0	100.0

##### 〔 歳 出 〕

（単位：円・％）

目	予算現額 A	支出負担行為額 B	支出済額 C	予算残額 A-B	執行率
					B/A
常備消防費	986,870,000	805,184,401	796,947,994	181,685,599	81.6
消防施設費	748,479,000	699,425,894	550,436,259	49,053,106	93.4
元金	9,496,000	4,742,531	4,742,531	4,753,469	49.9
利子	115,000	61,700	61,700	53,300	53.7
合計	1,744,960,000	1,509,414,526	1,352,188,484	235,545,474	86.5

(2) 監査重点項目の状況

ア 消防本部総務課が所管する事業について、歳入・歳出予算執行状況監査資料、歳入・歳出予算執行状況表等関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、消防本部総務課の事業数及び職員から説明聴取を行った事業数は【表3】のとおりである。

イ 予算補正、予算流用、予備費充用について、調書を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、予備費からの充用は該当がなかった。

【表3】

課名等		歳 入				歳 出			
		事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数	事業数	内繰越明許事業数	説明聴取事業数	内繰越明許事業数
益田広域市町村圏事務組合	益田広域消防本部総務課	13	0	6	0	31	0	7	0

## — 参 考 —

### 地方自治法

(地方公共団体の法人格とその事務)

#### 第二条

- ⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。
- ⑮ 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

### 地方自治法施行令

(予算の執行及び事故繰越し)

第二百五十条 普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

- 一 予算の計画的かつ効率的な執行を確保するため必要な計画を定めること。
  - 二 定期又は臨時に歳出予算の配当を行なうこと。
  - 三 歳入歳出予算の各項を目節に区分するとともに、当該目節の区分に従って歳入歳出予算を執行すること。
- 2 前項第三号の目節の区分は、総務省令で定める区分を基準としてこれを定めなければならない。
- 3 第百四十六条の規定は、地方自治法第二百二十条第三項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

### 地方財政法

(予算の執行等)

第四条 地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

- 2 地方公共団体の収入は、適実且つ厳正に、これを確保しなければならない。

## 2 令和5年度広域会計補助事業に関する事務

### (1) 監査対象補助事業

監査の対象とした令和5年度広域会計補助事業及び説明聴取を行った事業は【表4】のとおりである。

【表4】令和5年度広域会計補助事業及び説明聴取事業

課名等			補助金名称	説明聴取
益田広域市町村圏 事務組合	益田広域消防本部 総務課	1	益田地区救急業務連絡協議会補助金	○
		2	益田広域圏消防協会補助金	○
		3	益田広域少年婦人防火委員会補助金	○
説明聴取事業数				3

### (2) 監査重点項目の状況

監査の対象とした補助事業について、各補助金等交付要綱及び益田地区広域市町村圏事務組合規則（平成元年益田地区広域市町村圏事務組合規則第2号）第2条の規定により準用する益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。）に基づき関係書類を監査したところ、おおむね適正に処理されていた。

なお、交付団体の一部において、翌年度繰越額が補助金交付額を超えるものがあった。

## — 参考 —

### 地方自治法

(寄附又は補助)

第二百三十二条の二 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

### 補助金の定義

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 が、地方公共団体が補助金を交付する法的根拠となっている。一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要であると認めた場合に反対給付を求めずに支出するものである。

また、公益上必要がある場合の認定は、行政実例（昭和 28 年 6 月 29 日自行行発第 186 号）で「公益上必要であるかどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、この認定は全くの自由裁量行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」とある。

### 補助金の交付手続

地方公共団体が補助金を交付するに当たっては、条例で定める旨の規定がないため、一般的には規則、要綱、規程等を制定し手続を明確にすることが求められている。

益田市において、益田市補助金等交付規則（平成 9 年益田市規則第 9 号）により補助金等の交付に関する基本的事項を定め、同規則第 20 条で「この規則に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。」と規定し、要綱等で個別の様式等を定めることとしている。

益田地区広域市町村圏事務組合においては、益田地区広域市町村圏事務組合規則（平成元年益田地区広域市町村圏事務組合規則第 2 号）第 2 条で「前条に規定するもののほか、組合の執務、事務処理、人事給与及び財務については、益田市の規則等の規定を準用する。」と規定されており、益田市補助金等交付規則及び益田地区広域市町村圏事務組合において定めた個別の要綱等に沿った手続で執行することとなる。

## 第7 監査の結果に基づく監査意見

監査の対象とした令和6年度広域会計予算執行及び令和5年度広域会計補助事業の事務手続は、おおむね適正に処理されていると認められた。今回の定期監査対象部署以外においても、法令に基づく適正な管理を行うとともに、予算の効率的運用と厳正な財務事務の執行に努められることを期待する。

なお、細部にわたる事項及び事務処理上の軽微な過誤等については、説明聴取の際にその都度指摘し、改善等を行うよう指導したため、記述は省略とした。

### 1 令和6年度広域会計予算執行状況（4月1日から12月31日まで）

第3四半期終了時点（12月末）の実績において、執行率が低いものは実績に基づき年度末に執行することであるが、年度末に事務処理時期が集中することによる弊害も十分考慮し、過誤が発生しないよう厳正な事務処理に努められたい。

### 2 令和5年度広域会計補助事業に関する事務

今年度も、補助金に関する事務を重点項目として監査を実施した。

#### （1）補助要綱等の整備について

補助金の交付要綱の整備については、決算審査において繰り返し指摘してきたところであり、今回の監査対象とした3件の補助事業については要綱が整備されていることを確認した。一方で、3件とも規則第3条の2に規定する終期の設定がされてなかった。

補助金等に求められる事業の成果の検証を行うとともに、補助事業等の妥当性、有効性、公平性及び透明性を確保するためにも公益性の原点に立ち、益田市策定の「補助金等の見直しに関する指針」（平成26年12月）に沿い、事業の目的や内容を見直す機会となる終期の設定に努められたい。

#### （2）関係書類の整備について

各補助金等交付要綱及び規則にのっとり関係書類を監査したところ、一部において定められた様式を使用、作成されていないものが見受けられた。

規則第12条において、補助金等の額の確定について規定されている。この規定に基づき、関係書類の提出を求め、内容を審査し、交付目的に沿って事業が実施されているか、交付対象外経費が含まれていないか調査を行い、補助金等の額を確定するよう望むものである。

該当年度の監査対象部署だけでなく、益田地区広域市町村圏事務組合全体の各部署で公金の支出の重要性を認識するとともに、補助金の目的外使用を防ぐため、各補助金等交付要綱及び規則を十分確認し、複数体制によるチェックに努めていただき、厳正な事務処理の徹底が図られることを期待する。

令和6年度

益田地区広域市町村圏事務組合定期監査報告書

令和7年3月発行

益田地区広域市町村圏事務組合監査委員

〒698 - 8650

島根県益田市常盤町1番1号 益田市役所

益田地区広域市町村圏事務組合監査委員事務局

TEL 0856 - 31 - 0471

FAX 0856 - 31 - 0315

メールアドレス kansa@city.masuda.lg.jp